

若者の「人間力」強化の推進

- ・働く意欲が不十分な若年者、無業者（NEET）の増加
(15～34歳の無業者52万人（H15）)
- ・フリーターの増加
(217万人（H15）)
- ・高い早期離職率
(就職後3年間の離職率 大卒37% 高卒50%)

1 若者人間力強化プロジェクトの推進

177億円（126億円）

○若者の人間力を高めるための国民運動の推進（新規） 2億円

○フリーター・無業者に対する働く意欲の涵養・向上 21億円

・若者自立塾の創設（新規） 9.8億円
20箇所

・就職基礎能力速成講座の実施（新規） 2.3億円

○学生生徒に対する職業意識形成支援、就職支援の強化 23億円

・無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の創設（新規）
96百万円

○若年者に対する就職支援、職場定着の推進 125億円

・若年者試行雇用事業の拡充 9.6億円
対象者数 51,000人 → 60,000人

○ものづくり立国の推進 6.7億円

2 若者自立・挑戦プランの推進

195億円（190億円）

○実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の拡充 102億円

・日本版デュアルシステムへの橋渡し講習の実施（新規） 1.8億円

○若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進 1.6億円

○学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備 6.4億円

○地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進 26億円

持続可能で安心できる年金制度の構築

○ 年金給付費国庫負担金

6兆2,595億円

・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ

定率減税の見直しによる増収分について、地方交付税分等を控除した額を基礎年金国庫負担に上乗せする。(平成17年度 1,101億円)

平成18年度以降については、税制改正の検討結果等を踏まえ、平成18年度予算編成過程において検討する。

(参考)

【平成16年年金改正法附則第15条】

基礎年金については、平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めることにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

【平成17年度予算・税制に係る合意】(平成16年12月 自民党・公明党)

1. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分については、
 - (1) 交付税率相当分は、地方交付税交付金として地方一般財源の充実に充てることとする。
 - (2) 特別障害者給付金支給法及び医療観察法(※)により必要となる額に相当する額は、これに充てることとする。

(※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
2. 平成17年度予算においては、初年度増収額から上記1.(1)(2)を控除した金額を、現行法による基礎年金国庫負担額に加算するものとする。
3. 平成18年度予算以降における増収分の取扱いについては、平成17年度与党税制改正大綱及び平成18年度以降の税制改正の検討結果を踏まえ、また、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、平成18年度以降の予算編成過程において検討するものとする。

年金を受給していない障害者への特別給付金の支給

○ 特別障害給付金の支給に要する経費

101億円

・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給

平成17年4月より、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給する。

① 支給要件

- ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者。

② 支給額（月額）

1級：月額5万円（2級の1.25倍） 2級：月額4万円